

平成29年度 熊本県奨学のための給付金の申請について

(平成26年4月～平成29年6月私立高等学校等入学者向け)

熊本県では、進学のある意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等における「授業料以外の教育に必要な経費」を支援するため、熊本県奨学のための給付金(以下「給付金」といいます。)を平成26年度より設けています。

この給付金は、返済の必要がありません。

1 給付金を受け取れる方

給付金を受け取れるのは、平成26年4月以降に高等学校等の第1学年に入学し、平成29年7月1日に在学している高校生等の保護者のうち、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する方です。

(1) 高校生等の保護者等が、熊本県内に住所を有すること。^{※注}

(2) 高校生等の保護者等全員に平成29年度の市町村民税所得割額が課税されていないこと又は高校生等の保護者等が7月1日現在で生活保護を受給していること。

※注 保護者の住所が熊本県以外の場合は、6をご覧ください。

※高校生等に対して、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)」による見学旅行費又は特別育成費(児童福祉法 第38条による母子生活支援施設の高中生等を除く)が措置されている場合は、給付金を受けることは出来ません。

※就学支援金の受給要件に関わらず、7月1日時点で生活保護を受給している場合は、申請期限までに必ず学校へご連絡ください。

2 給付金の金額

熊本県奨学のための給付金を受け取れる対象であるかどうか、どの金額で給付を受けることができるかについては、別紙「熊本県奨学のための給付金 対象確認シート(私立用)」を御確認ください。また、世帯ごとの給付金額の例については別紙「高校生等奨学給付金(世帯構成別)」を御参照ください。

3 申請の手続き

給付金を申請する方は、申請の期限までに、学校へ次の書類を提出してください。

- ① 熊本県奨学のための給付金交付申請書(別記第1号様式)※学校に準備しております。
- ② 保護者等の全員分の平成29年度分の課税証明書(写し可)、市町村民税の特別徴収額の決定・変更通知書の写し、納税通知書の写しのいずれか^(※1)
(生活保護受給世帯の場合は、福祉事務所長の発行する保護証明書^(※2))
- ③ 通信制以外の高校生等で非課税世帯の第2子以降として申請する場合(平成29年7月1日現在、15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の被扶養の兄弟姉妹がいる場合のみ対象)は、生徒本人及び当該兄弟姉妹の扶養の状況が記載された書類(健康保険証の写し^{※3})

学校への申請期限：平成29年7月14日

※事務室窓口で手続きをする場合は、印鑑をご持参ください。

(※1) 左記提出資料のうち、②について就学支援金の申請で同じ書類を提出している場合は、提出不要です。

(※2) 生活保護(生業扶助)を平成29年7月1日時点で受給していることが証明できる書類が必要です。学校で準備しております生業扶助受給証明書を持参のうえ、保護証明書の発行窓口でその旨をお伝えください。

(※3) 平成29年7月1日現在で扶養されていることを健康保険証で確認します。国民健康保険に加入しているため扶養・被扶養の記載が無い場合は健康保険証の写しに加え、学校に準備しております「扶養誓約書」に必要事項を記載のうえ、提出してください。(健康保険証を保持していない場合など、扶養の状況を確認できる公的書類がない場合は、「扶養誓約書」の提出のみで可) また、兄弟姉妹に通信制の高校生等がいることで非課税世帯の第2子以降として申請する場合は、通信制の高等学校等から兄弟姉妹の在学証明書入手して提出してください。

4 交付決定の通知

提出された書類を県において審査のうえ、その結果を10月～11月頃に各申請者へお知らせする予定です。

5 給付金の交付

給付金の交付は、申請時に届け出られた金融機関の口座に振り込みます(交付の時期は10月～11月頃を予定しています)。なお、申請書に虚偽の記載を行うなどで、本来受けることができない給付金の交付を受けた場合は、給付決定を取り消され、その全額を直ちに返還しなければなりません。

6 保護者の住所が熊本県以外の都道府県にある場合

この場合、奨学のための給付金(都道府県により名称が異なります)の申請は、保護者の住所がある都道府県に対して行います。奨学のための給付金を申請する方は、学校への申請期限(平成29年7月14日)までに学校へご連絡ください。

※ 奨学のための給付金に関する問い合わせは、事務室(0968-72-4151)までお願いします。